

## 320 一般社団法人日本ねじ研究協会 委員会運営規程

### (目的)

**第1条** この規程は、日本ねじ研究協会（以下、「本会」という。）の事業を遂行するために設置された各種の委員会が、円滑に運営されることを目的として、本会定款第40条第3項に基づいて定めることを目的とする。

### (常置の委員会)

**第2条** 本会に、次の委員会を常置する。

- (1) 企画・運営委員会
- (2) 総務委員会
- (3) 研究委員会
- (4) 標準化委員会
- (5) 技術委員会
- (6) 表彰委員会
- (7) 人材育成委員会
- (8) 出版委員会

### (企画・運営委員会)

**第3条** 企画・運営委員会は、理事会の審議に先立って、本会の事業活動を総括的に検討することを目的とし、つぎの事項を所掌する。

- (1) 本会運営の基本方針に関する事項
- (2) 事業計画の推進、管理及び調整に関する事項
- (3) 表彰に関する事項
- (4) 理事会への提出事項
- (5) 会長および理事会からの諮問事項
- (6) 理事会からの委任事項
- (7) 会員からの要望事項
- (8) 委員会からの報告事項
- (9) 委員会相互間の調整事項
- (10) その他本会の事業に関する一般的事項

**第4条** 企画・運営委員会は、会長、副会長及び常置委員会の委員長で構成する。

**第5条** 会長は、委員長として企画・運営委員会を統轄する。なお、会長に事故あるときは、会長の指名による副会長がその職務を代行する。

**第6条** 企画・運営委員会は、委員長が招集し、必要に応じて随時開催する。

**第7条** 委員長が必要であると認めるときは、企画・運営委員会の構成員以外の会員を関係者として随時、会議に出席させることができる。

**第8条** 理事会から企画・運営委員会に委任された事項は、企画・運営委員会の議決をもって理事会の議決とする。ただし、その結果を理事会に報告しなければならない。

**第9条** 企画・運営委員会の決議は、決議についての特別な利害関係を有する委員を除く出席委員の過半数をもって行い、賛否同数の場合は、委員長の採決による。

**第10条** 企画・運営委員会で審議した事項は、原則としてその結果を理事会に提出し、承認を得ることとする。

**第11条** 企画・運営委員会の委員に異動ある場合は、理事会の承認を得て新任者を企画・運営委員会の委員とし、前任者は原則として解任する。

**第12条** 企画・運営委員会の事務は、事務局長がこれを行なう。

### (総務委員会)

**第13条** 総務委員会は、本会の庶務及び財務の全般について迅速かつ円滑な対応を要する会務を扱い、次の事項を所掌する。

- (1) 本会の運営に関する調整、連絡、事務処理等に関する事項

- (2) 本会の予算・決算を含む会計業務に関する事項
- (3) 表彰に関する事項
- (4) 事務局の業務に関する事項
- (5) その他本条の目的を達成するのに必要な業務に関する事項

**第14条** 総務委員会は、庶務財務担当の副会長及び理事で構成し、庶務財務担当副会長が委員長を務め、委員長は必要に応じてその他の理事を委員に選任することができる。

**第15条** 総務委員会は、委員長が招集し、必要に応じて随時開催する。なお、委員長に事故あるときは、委員長の指名による委員がその職務を代行する。

**第16条** 委員長が必要であると認めるときは、総務委員会以外の会員を関係者として随時、会議に出席させることができる。

**第17条** 総務委員会の決議は、出席委員の過半数をもってこれを行い、賛否同数の場合は、委員長の採決による。

**第18条** 総務委員会の事務は、事務局長がこれを行う。

**(研究委員会、標準化委員会、技術委員会、表彰委員会、人材育成委員会及び出版委員会)**

**第19条** 研究委員会、標準化委員会、技術委員会、表彰委員会、人材育成委員会及び出版委員会(以下、これらの委員会を「各委員会」という。)は、本会の事業を具体的に推進することを目的とし、各委員会が分担する事項は、次のとおりとする。

- (1) 研究委員会： 定款第4条第1項第1号、第2号、第6号及び本会の目的達成のために必要な研究に関する事項
- (2) 標準化委員会： 定款第4条第1項第3号、第4号、第5号及び本会の目的達成のために必要な標準化に関する事項
- (3) 技術委員会： 定款第4条第1項第6号、第7号、第8号及び本会の目的達成のために必要な指導・教育に関する事項
- (4) 表彰委員会： 定款第4条第1項第9号及び本会の目的達成のために必要な表彰に関する事項
- (5) 人材育成委員会： 定款第4条第1項第6号及び本会の目的達成のために必要な人材育成に関する事項
- (6) 出版委員会： 定款第4条第1項第10号及び本会の目的達成のために必要な出版に関する事項

**第20条** 各委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 前条の分担事項に係る事業計画の立案
- (2) 事業計画の実施に関する事項
- (3) 分科会の運営に関する事項
- (4) 理事会および企画・運営委員会からの諮問事項
- (5) 報告書の作成

**第21条** 各委員会は、理事会の承認を得た会員で構成し、会長名で委員を委嘱する。なお、委員の任期は2年とする。ただし、重任は妨げない。

**第22条** 委員会には、理事会の承認を得た委員長のほか、互選または委員長の推薦による副委員長及び幹事を置くことができる。

**第23条** 各委員会は、それぞれの委員長が招集し、必要に応じて随時開催する。

**第24条** 委員長が必要であると認めるときは、委員会の構成員以外の会員を関係者として随時会議に出席させることができる。

**第25条** 委員会での決議は、決議についての特別な利害関係を有する委員を除く委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

**第26条** 委員長は、委員会を統轄し、審議の結果を企画・運営委員会に報告する。なお、委員長に事故あるときは、委員長の指名による副委員長または委員がその職務を代行する。

**第27条** 各委員会の事務は、本会の事務局がこれを行なう。

**(分科会)**

**第28条** 各委員会には、理事会の承認を得て分科会を置くことができる。

第 29 条 分科会の存続および廃止は、年度ごとに理事会の承認を得て行なう。

第 30 条 分科会は、理事会の承認を得た会員で構成し、会長名で委員の委嘱をする。また、各委員会委員を除く分科会委員の任期は、1 年とし、重任を妨げない。なお、委託に係る分科会の場合は、必要に応じて会員以外の者を委員として委嘱することができる。

第 31 条 分科会には、互選による主査のほか、主査の指名による幹事を置くことができる。

第 32 条 分科会には、必要に応じてワーキンググループ（以下、「WG」という。）を設けることができる。WG は、分科会委員中から分科会主査の指名による WG 主査 1 名と委員若干名によって構成し、必要に応じて WG 主査の指名による幹事を置くことができる。

第 33 条 第 30 条および第 32 条の規定にかかわらず、本会会員以外の関係者による支援が必要な分科会並びに WG においては、理事会の承認を得て、本会外の関係者に委員を委嘱することができる。

第 34 条 分科会は分科会主査が、また、WG は WG 主査が招集し、必要に応じて随時開催する。

第 35 条 分科会での決議については、決議についての特別な利害関係を有する委員を除く委員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、賛否同数の場合は、主査の採決による。

第 36 条 分科会の主査は、分科会を統轄し、審議の結果を所属の委員会に報告する。また、WG 主査は WG を統轄し、審議の結果を所属の分科会に報告する。

第 37 条 分科会の事務のうち、審議結果の整理及び議事録の作成は、原則として幹事が行い、その他は本会事務局が行う。ただし、委託に係る分科会の事務は、原則として本会事務局がこれを行う。

（改 廃）

第 38 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2020 年 12 月 1 日から施行する。